⑵　資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10ヶ月～39年と見積もり、割引率は、△0.096％～2.283％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	727,529千円
時の経過による調整額	2,141千円
資産除去債務の履行等による減少額	485,626千円
期末残高	244,044千円

Ⅷ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅸ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については、大学改革支援・学位授与機構からの借入れに限定しております。

未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っております。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、未収入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　未収附属病院収入	4,641,699	4,641,566	△　133
徴収不能引当金（＊２）	△　6,170	△　6,103	67
	4,635,529	4,635,463	△　67
⑵　大学改革支援・学位授与機構債務負担金	(751,085)	(742,379)	(△8,706)
⑶　長期借入金	(3,194,121)	(3,057,850)	(△136,271)
⑷　長期未払金（＊３）	(452,304)	(444,783)	(△7,522)
⑸　リース債務	(1,753,761)	(1,683,970)	(△69,792)

（＊１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（＊２）　未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除しております。

（＊３）　貸借対照表上の長期未払金から、⑸　リース債務にて示している金額のうち、固定負債に計上されている金額を控除しております。

（注１）　市場価格のない株式等は次のとおりです。

（単位：千円）

区　　分	貸借対照表計上額
関係会社株式	43,450

（注２）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　未収附属病院収入

未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権については、担保又は保証による回収見込額等を用いた割引現在価値法により時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。その他の未収附属病院収入は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、帳簿価額をもって時価としております。

⑵　大学改革支援・学位授与機構債務負担金、⑶　長期借入金、⑷　長期未払金及び⑸　リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

Ⅹ．退職給付関係

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	847,872千円
退職給付費用	183,187千円
退職給付の支払額	△　69,079千円
期末における退職給付引当金	961,980千円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	183,187千円

Ⅺ．収益認識に関する注記

当法人は、以下に記載する内容を除き、国立大学法人会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

１．収益の分解情報

当法人は教育・研究・診療業務及びその他の事業を実施しており、国立大学法人会計基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、附属病院の診療等による附属病院収益26,361,393千円であります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ．重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅻ．賃貸等不動産関係

当法人は、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

ⅩⅢ．重要な後発事象

該当はありません。